

保育所設置認可等に関する要綱の改正について

1 改正理由

令和5年4月にこども家庭庁が新設され、厚生労働省が所管していた児童福祉に関する事務がこども家庭庁に移管されたことなどに伴う規定の整理を行うとともに、保育所設置認可等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2「保育所の要件」9「保育士」において引用する通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の廃止などに伴う所要の改正を行う。

2 改正内容

【保育所長等研修の実施主体について】

要綱第2 8（3）において規定する施設長の要件について規定する「保育所長等研修」の実施主体について、令和5年4月にこども家庭庁が新設され、厚生労働省が所管していた児童福祉に関する事務がこども家庭庁に移管されたことに伴い、同研修の実施主体を「厚生労働省又は同省が委託する者」から「国又は国が委託する者」に改める。

【国発出通知の文書番号及び発出者について】

国が発出する通知の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に係る文書番号及び発出者を「平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知」から「令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知」へと改める。

3 関係通知

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）

4 施行期日

令和5年10月10日